

合衆国憲法

第一条〔立法府〕

第八節

- (一) **連邦議会は次の権限を有する。**合衆国の国債を支払い、共同の防衛および一般の福祉に備えるために、租税、関税、付加金、消費税を賦課徴収すること。ただし、すべての関税、付加金、消費税は、合衆国全土で同一でなければならない。
- (二) 合衆国の信用において金銭を借り入れること。
- (三) 諸外国との通商、および各州間ならびにインディアン部族との通商を規定すること。
- (四) 合衆国全土で同一の帰化の規則および破産に関する法律を定めること。
- (五) **貨幣を鑄造し、その価値および外国貨幣の価値を定め、また度量衡の標準を定めること。**